

近世日本の教育遺産群ロゴマーク募集要項

教育遺産世界遺産登録推進協議会

1. 趣旨

近世の日本社会では、学習者が地域・年齢・身分を超えて主体的・自発的に学ぶという世界に類を見ない教育システムの発展が見られた。その教育を支えたのが、官立（官営）学校や藩校、郷校、私塾といった近世日本の教育遺産群である。近世教育史上重要な教育遺産が残る水戸市・足利市・備前市・日田市の4市では、教育遺産世界遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）を設置して、近世日本の教育遺産群の世界遺産登録を目指している。

協議会では、世界遺産登録に向けた活動を推進するとともに、近世日本の教育遺産群の魅力発信・PR活動を行うためロゴマークを作成する。そのため、ロゴマーク作成にあたり、公募で集めたデザインの中から当ロゴマークにふさわしい作品を選定する、「近世日本の教育遺産群ロゴマークコンテスト」（以下「コンテスト」という。）を実施する。

2. 名称

近世日本の教育遺産群ロゴマーク

3. 主催

教育遺産世界遺産登録推進協議会

4. 応募要件

- ・「学び」や「教育」、「近世日本の教育遺産群」などに関するものをモチーフとしたデザインとすること（人が学ぶ様子や学びの道具、建物など）。
- ・ひとつの市や特定の構成資産に偏った内容ではなく、協議会構成4市や教育遺産群を象徴するものであること。
- ・文字の利用は問わない。イラストのみの応募でも可。
- ・未公表でオリジナルのものに限る。
- ・約2cm×2cm以内まで縮小した場合や単色で利用した場合にもモチーフがわかること。
- ・1人につき3点までの応募とする。

5. 応募資格

- ・制約なし（個人・団体を問わず応募可能）

6. 応募方法

いばらき電子申請サービスから応募する。その場合、JPEG、PNG または PDF 形式とし、データの容量は10MB以下とする。

7. 応募期間

令和8年11月1日(日)～令和9年1月31日(日)（必着）

8. 審査

ロゴマーク選定委員会にて選考の上、協議会にて審査し、受賞作品を決定する。

9. 受賞作品の公表

コンテストの結果は、令和9年3月以降に協議会ホームページにて公表することとする。なお、受賞作品の公表に当たっては、受賞者の住所（市区町村まで）及び氏名（ペンネーム可）を併せて公表する。

最優秀賞（採用作品）1点（賞金10万円、構成市ゆかりの品）

優秀賞	2点（賞金1万円、構成市ゆかりの品）
審査員特別賞	1点（構成市ゆかりの品）

10. 受賞作品の活用

最優秀賞受賞作品については、協議会のロゴマークとして、協議会のホームページや刊行物及び普及啓発グッズ、チラシ・ポスター等の情報発信や商用利用等に活用する。なお、受賞作品を含むコンテストの結果については、協議会ホームページや日本遺産ポータルサイト等に掲載する。

11. 注意事項

- ・応募作品は、応募者が自らの着想に基づき制作した未発表のものに限る。
- ・下記の場合、コンテストの結果発表後であっても受賞を取り消す場合がある。
 - ①知的財産権等第三者の権利を侵害するもの。
 - ②画像生成AIを使用したもの。
- ・受賞作品に関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む。）は協議会に帰属することとし、応募者は、協議会が受賞作品に関して行う、利用、管理、処分等の行為について、著作権人格権を行使しないものとする。
- ・応募作品について、知的財産権に関する争議が生じた場合、協議会は一切責任を負わない。
- ・ロゴマーク化するにあたり、データ化や印刷業者の兼ね合いでオリジナリティを損なわない程度に修正・補作する場合がある。
- ・審査状況や結果に関する問い合わせには応じないものとする。
- ・応募作品の返却は行わないものとする。
- ・応募した時点で上記にはすべて同意したものとする。

◆応募・問い合わせ先◆

教育遺産世界遺産登録推進協議会

〒310-8610 茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市役所歴史文化財課世界遺産推進室

TEL：029-306-8132（平日9：00～17：00）